

公示

次のとおり企画提案競技（プロポーザル方式）の募集を行います。

令和2年5月20日

収支等命令者

佐賀県地域交流部交通政策課長 前田直紀

1 業務名

- | | |
|--------------|----------------------------|
| (1) 委託業務名 | 体験プログラムの開発及び販売促進等に係る支援業務 |
| (2) 委託業務の仕様書 | 別紙「仕様書」のとおり |
| (3) 履行期間 | 契約締結日から令和3年3月31日（水）まで |
| (4) 委託上限額 | 7,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。） |

2 参加者の資格

プロポーザルの参加者は、次に掲げる要件のすべてを満たすこと。

- (1) 自ら体験プログラムの予約・販売等を営む事業者であること
- (2) 別紙1の資格要件を満たすこと

なお、資格要件の確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合がある。

3 プロポーザルの全体日程

- | | |
|---------------|----------------------------|
| (1) 募集開始 | 令和2年5月20日（水） |
| (2) 質問期限 | 令和2年5月27日（水） <u>17時</u> まで |
| (3) 参加申請書提出期限 | 令和2年6月 3日（水） <u>17時</u> まで |
| (4) 企画提案書提出期限 | 令和2年6月 8日（月） <u>12時</u> まで |
| (5) 審査会 | 令和2年6月 9日（火）または10日（水） |
| (6) 審査結果通知 | 令和2年6月中旬 |
| (7) 契約締結 | 令和2年6月中旬 |

4 担当課

佐賀県地域交流部 交通政策課

（鉄道活用推進担当 白濱、古賀）

〒840-8570 佐賀市城内1-1-59 新館7階

電話：0952-25-7341 ファックス：0952-25-7142

e-mail：koutsuuseisaku@pref.saga.lg.jp

5 参加申請書等の提出

プロポーザルに参加を希望する者は、以下の書類を担当課に持参又は郵送すること。

(1) 提出書類

- ア 公募型プロポーザル参加申請書（様式第1号）
- イ 実績書（様式第2号）
- ウ 団体概要（様式第3号）
- エ 誓約書

(2) 提出期限：令和2年6月3日（水）17時まで（必着）

(3) 提出部数：各1部

(4) 郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。

6 企画提案書等の提出

参加申請書を提出した者は、以下の書類を担当課に持参又は郵送すること。

(1) 提出書類

ア 企画提案書

仕様書に基づき、以下の項目について作成すること。なお、用紙のサイズはA4版とすること。（図表等については、A3版の片面印刷で折り込み可）

- 県内の着地型観光を推進するための基本的な考え方・方向性
- 支援対象者の掘り起しに係る具体的方法
- 体験プログラムの開発に係る支援の具体的方法
- 体験プログラムの販路構築や販売促進に係る支援の具体的方法
- 実施スケジュール（進め方、手順、作業工程等）
- 実施体制

- a 当業務のために提供可能な実施体制及び業務能力
- b 当業務の総括責任者及び担当者

イ 事業者の業務実績書（団体概要等のわかるパンフレット等）

ウ 見積書及び見積書内訳書

(2) 提出期限：令和2年6月8日（月）12時まで（必着）

(3) 提出部数 7部（正本1部・副本6部）

(3) 郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。

7 質問の受付及び回答

公示及び別紙仕様書の内容に疑義がある場合は、担当課に対して次により質問書を提出することができる。ただし、審査に係る質問は受け付けない。

(1) 様式：質問書（様式第4号）

(2) 提出方法：持参、郵送又は電子メール 口頭による質問は受け付けない。

- (3) 受付期限：令和2年5月27日（水）17時まで（必着）
- (4) 回答：質問に対する回答は、令和2年6月1日（月）までに質問者あてに電子メールにより送付する。併せて、質問内容及び回答は、県ホームページに掲載する。

8 審査会

企画提案書等の審査は、「体験プログラムの開発及び販売促進等に係る支援業務委託公募型プロポーザル審査会」を設けて行う。

- (1) 日時 令和2年6月9日（火）または10日（水）
担当課が日時を指定し、参加者に別途連絡する。
- (2) 場所 佐賀県庁会議室
担当課が日時を指定し、参加者に別途連絡する。
- (3) 実施方法
参加者は、事前に提出した企画提案書に基づいてプレゼンテーションを行う。プレゼンテーションの時間は参加者1者につき30分程度（説明20分・質疑応答10分程度）とし、参加人員数は3名までとする。
- (4) 持参パソコンの使用
プレゼンテーションにあたって、持参したパソコンを使用する場合は、事前に担当課に申し出ること。スクリーン及びプロジェクターは、担当課において用意する。
- (5) 審査結果の公表
 - ア 審査員は、別紙2に定める「企画提案書審査基準」に従って審査を行い、最優秀者及び次点者を決定する。なお、必要に応じて、参加者へのヒアリングを別途実施する場合がある。
 - イ 結果は、すべての提案者に通知する。また、県のホームページで契約の相手方、評価項目等を公開する。なお、審査経緯については、公表しない。
 - ウ 審査内容及び結果についての異議は、一切認めない。
- (6) 新型コロナウイルス感染症対策
新型コロナウイルス感染症の予防ため、緊急事態宣言の対象地域その他担当課が指定する地域に所在する参加者及び遠隔地からのプレゼンテーションを希望する参加者は、審査会場に来場せず、県が別途指定するWEB会議システムによりプレゼンテーションを行うこととする。

9 契約に関する事項

- (1) 契約候補者の選定
県は、上記審査で最優秀者として決定した者を、本業務に係る随意契約の契約候補者とする。ただし、次のいずれかの事由により業務契約が締結できない場合に

は、次点者を契約候補者とする。

ア 契約候補者が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当することとなったとき

イ 契約候補者が、佐賀県から指名停止を受けることとなったとき

ウ 契約候補者が本業務の契約の締結を辞退したとき

エ その他の理由により契約候補者と契約の締結が不可能となったとき

(2) 業務委託契約金額

業務委託契約金額は、委託上限額を超えないものとする。

(3) 業務委託契約の内容及び実施条件

本業務委託契約の内容については、候補者の提出書類等に記載された内容を尊重しつつ、協議の上、県において定める。なお、協議の過程で提案の一部の変更を求めることがある。

企画提案書に記載した総括責任者及び技術担当者は、特別の理由により県がやむを得ないと認める場合を除き、原則として変更できないものとする。

(4) 一括再委託の禁止及び一部再委託の承諾

業務の全部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。また、主たる部分以外の業務などの一部を第三者に委任し、又は請け負わせる場合は、あらかじめ県の承諾を得ること。

10 その他留意事項

(1) 提出された書類は返却しない。

(2) 提出する企画提案書は参加者1者につき1提案とし、提出後の書き換え、差し替え、追加等は認めないものとする。ただし、誤字等の軽微なものは除く。

(3) 当該プロポーザルに係る企画提案書等の作成及び提出に要する経費、参加するための交通費等は、全て参加者の負担とする。

(4) 虚偽の記載をした参加申込書等は無効とする。また、参加要件を満たさない者又は委託業者選定までの間に参加要件を満たさなくなった者が提出した参加申込書等は無効とする。

(5) 提案に際して、委託先として採用されないこともある点に十分留意し、関係者とトラブルのないようにすること。公正な審査を妨害する恐れのある、あらゆる行為を禁止する。

(6) 参加申込書を提出した後に辞退する場合は、速やかに担当課に連絡し、辞退届（様式第5号）を提出すること。

別紙 1 参加資格要件

本件プロポーザルに参加を希望する者は、次に掲げる要件の全てを満たす者であることを要する。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 公募開始の日の6か月前から契約の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。
- (4) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
- (5) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイ～キに掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与え
る目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直
接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者